

# 令和5年度 航路標識協力団体募集要項

## 1 航路標識協力団体の募集について

海上保安庁では、灯台などの航路標識を地域のシンボルや観光資源として捉え、敷地の清掃や草刈、地域イベントの開催といった様々な活動を行っている方々を海上保安庁と連携して活動する【航路標識協力団体】に指定し、その活動を支援することで航路標識管理体制の充実を図るとともに地域の活性化に貢献しています。

募集は毎年1回行っており、本年の公募期間等は以下のとおりです。

## 2 公募期間

令和5年11月1日（水）から同年12月15日（金）まで

## 3 航路標識協力団体の活動

次の①から④のうち1つ以上の活動です。

①工事又は維持

灯台の塗装や清掃、点検など

②情報又は資料収集及び提供

灯台に関する資料の収集など

③調査研究

灯台の歴史調査、構造調査など

④知識の普及及び啓発

灯台の一般公開、資料の展示、ツアー、ワークショップなど

⑤①～④に附帯する収益活動

入場料や参加費の徴収、記念品販売など

※①～④に必要な経費を賄う範囲に限る

## 4 申請資格

次の全てに該当する団体です。

①代表者が定まっている

②規約又は準ずるものがある

③適切な経理事務及び会計処理が行われている

④団体の構成員が5名以上いる

⑤設立からおおむね5年を経過している

⑥宗教活動又は政治活動を目的としない

⑦暴力団等の利益となる活動を行う者ではない

⑧直近1年間の税を滞納していない

⑨公序良俗に反する行為を行っていない

⑩協力団体としての活動以外では、航路標識協力団体と称して活動を行わない

## 5 申請書類

申請には、指定を希望する航路標識や期間（最大5年間）、団体名等を記した申請書のほか、次の書類が必要です。

- ①規約や収支計算書、納税証明書など申請資格①～⑤及び⑧を証明する書類
- ②申請資格⑥～⑩に関する誓約書
- ③これまでの活動を記載した活動実績報告書
- ④協力団体として行う活動を記載した活動実施計画書
- ⑤灯台の一般公開、ワークショップ等の要領やマニュアル
- ⑥その他、海上保安庁が必要と認める書類

## 6 審査・指定

申請書類を審査し、申請資格や活動内容が適正であることが確認できれば航路標識協力団体に指定し、指定証を交付します。

航路標識協力団体の名称、住所等は、海上保安庁のホームページで公示します。

## 7 申請・問い合わせ先

申請先は、指定を希望する航路標識を管理する海上保安部です。

詳しくは、最寄りの管区海上保安本部又は海上保安部へお問い合わせください。

## 8 その他

申請書の様式や審査基準、申請手続きに関する詳細を定めた「航路標識協力団体の指定に関するガイドライン」を海上保安庁のホームページで公開していますので、こちらをご覧ください。（「海上保安庁 航路標識協力団体 ガイドライン」で検索）

第 1 号様式

航 路 標 識 協 力 団 体 指 定 申 請 書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつては、その代表者の氏名

下記の航路標識について、航路標識協力団体の指定を受けたいので、航路標識法第  
7条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 指定を希望する航路標識の名称
- 2 指定を希望する期間 指定の日から 年 月 日まで
- 3 現在の指定状況（継続して指定の申請を行う場合に限り）
  - (1) 指定番号（指定年月日） 第 号（ 年 月 日）
  - (2) 指 定 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日

添付書類

- 1 法人等の規約その他これに準ずるもの及び会員名簿その他法人等の構成  
員の数に記載されているもの
- 2 法人等の監査報告書又は収支計算書
- 3 直近1年間で滞納処分を受けたことがないことの証明の写し等（課税対象  
団体である場合に限り。）
- 4 航路標識協力団体の申請資格に係る誓約書
- 5 活動実績報告書
- 6 活動実施計画書
- 7 灯台の一般公開、夜間活動、ワークショップ等の実施要領、マニュアル等
- 8 その他、海上保安庁が必要と認める書類

- (注意) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 継続して指定の申請を行う場合、「指定を希望する期間」の開始日は指定を受けている期  
間の終了日の翌日とすること。

## 第五管区海上保安本部等一覧

### ■ 管区海上保安本部

| 事務所名       | 郵便番号     | 所在地               | 電話番号         |
|------------|----------|-------------------|--------------|
| 第五管区海上保安本部 | 650-8551 | 兵庫県神戸市中央区波止場町 1-1 | 078-391-6551 |

### ■ 海上保安（監）部

| 事務所名     | 郵便番号     | 所在地                    | 電話番号         |
|----------|----------|------------------------|--------------|
| 大阪海上保安監部 | 552-0021 | 大阪府大阪市港区築港 4-10-3      | 06-6571-0516 |
| 神戸海上保安部  | 650-0042 | 兵庫県神戸市中央区波止場町 1-1      | 078-327-8835 |
| 姫路海上保安部  | 672-8063 | 兵庫県姫路市飾磨区須加 294-1      | 079-231-5065 |
| 和歌山海上保安部 | 640-8287 | 和歌山県和歌山市築港 6-22-2      | 073-402-5852 |
| 田辺海上保安部  | 646-0023 | 和歌山県田辺市文里 1-11-9       | 0739-22-2001 |
| 徳島海上保安部  | 773-0001 | 徳島県小松島市小松島町字外開<br>1-11 | 0885-32-0431 |
| 高知海上保安部  | 781-8010 | 高知県高知市棧橋通 5-4-55       | 088-832-7114 |

### ■ 海上交通センター

| 事務所名                       | 郵便番号     | 所在地                      | 電話番号         |
|----------------------------|----------|--------------------------|--------------|
| 大阪湾海上交通センター<br>マリンタクト KOBE | 650-0047 | 兵庫県神戸市中央区港島南町 7-<br>2-22 | 078-381-9118 |

## 航路標識法（昭和 24 年法律第 99 号）抜粋

（航路標識協力団体の指定）

第 7 条 海上保安庁長官は、法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体であつて、次条第 1 項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、管理航路標識ごとに航路標識協力団体として指定することができる。

- 2 海上保安庁長官は、前項の規定による指定をしたときは、当該航路標識協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 航路標識協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。
- 4 海上保安庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（航路標識協力団体の業務等）

第 8 条 航路標識協力団体は、前条第 1 項の規定による指定に係る管理航路標識について、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 海上保安庁長官に協力して、管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持をすること。
  - 二 管理航路標識の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
  - 三 管理航路標識の管理に関する調査研究を行うこと。
  - 四 管理航路標識の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
  - 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 航路標識協力団体は、前項第一号に掲げる業務として、前条第 1 項の規定による指定に係る管理航路標識に関する工事又は当該管理航路標識の維持（第 4 条第 1 項ただし書に規定するものを除く。）をしようとするときは、当該工事の設計及び実施計画又は当該維持の実施計画について海上保安庁長官に協議しなければならない。
  - 3 前項の工事又は維持についての第 4 条第 1 項の適用については、前項の規定による協議が成立することをもつて、同条第 1 項の承認があつたものとみなす。

(監督等)

第9条 海上保安庁長官は、前条第一項に規定する業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、航路標識協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 海上保安庁長官は、航路標識協力団体が前条第1項に規定する業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該航路標識協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 海上保安庁長官は、航路標識協力団体が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 海上保安庁長官は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第10条 海上保安庁長官は、航路標識協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

## 航路標識法施行規則（昭和24年運輸省令第30号）抜粋

(航路標識協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)

第1条の6 法第7条第1項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。